

# 林政ジャーナル

No.39

2004年6月28日

日本林政ジャーナリストの会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13

三会堂ビル 日本林業協会内

TEL 090-5541-6891

FAX 047-444-0135

禁無断転載

## SGECと日本林業の進路

日本経団連自然保護協議会顧問 真下正樹

3月24日に開催した研究会で、昨年発足した《「緑の循環」認証会議（SGEC）と日本林業の進路》について、日本経団連自然保護協議会顧問・日本林業経営者協会副会長の真下正樹氏に講演していただいた。真下氏は、森林認証制度は一つの通路にすぎないとして、国内の林業、木材産業を立ち直らせるにはどうすればよいかとの観点から、率直な意見を述べた。

### 林業界から意見を述べる

ここ数年、森林認証ということがいわれ続けてきた。実は私、森林認証という言葉があまり好きではない。森林認証という言葉が日本に入ってきて、国際的な事情から、日本でもということになった。その動きが林業者不在という印象を受けた。私は40年間社有林にたずさわってきた中で、林業者の立場でおるけれども、学者、研究者の方々あるいは環境NGOの方々を通じて、盛んに森林認証を日本国内でやろうという動きが始まった。海外でもその傾向は若干あったかと思う。

そういう中で、林業者不在というか林業者の声があまり議論されないままに進行していた。日本の林業界の勉強不足を含めてそんなことでいいんだろうかと考えていた。森林の取り扱いには一番詳しいし、よくわかっているはずなのに、何も意

見を述べなくていいのかという気持ちもあった。

私は、森林認証の意義が当初よく判らなかったが、国際的な大きな流れの中で、森林の問題は自分たちだけでやっている問題ではない。CO<sub>2</sub>問題を考えるときに、自然環境の保全に関心の高い方々と一緒に考えながら、しかし、自分たちの主張はきちんと示していくことが必要だと思っていた。

そういう中で、請け売りの森林認証制度ではなくて、いったん我々でその情報を受け止めて、自分たちで考える。もっとよく消化すべきではないかと、いう気持ちもあって、わが国で検討すべきことを提案した。同じ認識をもっていた方々も多かったかと思う。

平成13年の秋に日本林業協会の中に、日本に相応しい「森林認証検討会」が置かれ、そして平成15年6月に「緑の循環認証会議」（SGEC）が

設立された。

これから述べることは、あくまでも森林認証をやるという気持ちでなく、『緑の循環』という姿勢を通じて日本の森林・林業、木材産業をどうしたら改善できるかという観点にたっているので、森林認証は一つの通路にすぎないと理解されたい。

森林認証ができてから私だけで九つの都道府県に呼ばれて説明会を行った。現地ではこの問題について、高い意識があり非常に関心がある。だが、意識があることと森林認証をとることは別の問題だ。それこそ、我々が森林・林業問題に、『緑の循環』としてきちんと取り組まなくてはいけないという意味でもあると思う。

本日の会合の出席者は直接林業をやっておられる方ではないと思う。でも、みなさん林業者と思って聞いて下さい。現地ではこの説明をすると、森林認証がなぜ必要なのかをだんだんわかってくれる。

今日は日本林政ジャーナリストの会だけれども、林業者に話しかけるつもりでいる。話題を提供したい。林業者はどういう気持ちで受け止めるか、という気持ちで聞いてもらえればありがたい。

## 資源循環型社会と静脈産業

緑の循環認証制度を通じて、何とか日本林業の新しい進路を見つけようということで、そのキーワードとして環境政策の必要性を先ず取り上げたい。林業者の前では、世の中の現在の動き、私は経団連の仕事もしているので、特に産業界が環境問題にどう取り組んでいるのか、そういう中で森林をどう見ているのかということを説明している。

経団連の自然保護協議会の動き、あるいは環境報告書の問題、最近新聞等ではCSR(Corporate

Social responsibility) ということを盛んにいっているが、そういったことも話した上で、生物多様性を延べ、我々が森林にどう取り組んだらよいかということを説明している。

森林認証の問題とはそういうもので、決して森林認証をとることから始まるものではないことを、林業現場の人たちには特に話をしたいと思っている。

国際的に資源・素材産業は様子が変わった。消費者先行の時代だ。そういった中で企業は、最近社会貢献だとか環境貢献だとか倫理だとかディスクローズとかいった問題で、CSRを非常に重視している。

経団連でもCSRの検討部会ができた。ヨーロッパではISOスタイルのCSRの国際標準を作る動きがでている。これができると、日本は国際会計基準と同じようにたいへんなことになるので、今その仕組みづくりをやっている。

そういう中で、森林・林業の当事者は黙って見ているのかという問題提起をする。大まかにいえばこの問題は、人間の営みという世界から生まれるエントロピーとかエミッションの中から生まれた形で、我々は資源有限型社会の中でどのような姿勢を持つべきだと言える。

最初に産業界の動きを説明する。あるシンクタンクが行った予測では、環境産業は将来39兆円になる。雇用は137万人、関連投資額は22兆円になるなどいろいろある。その中でも国土交通省が作った自然再生法の効果も含まれる。あるいはCO<sub>2</sub>問題の中で、森林・林業がどういう役割を持つかということを経済社会の中で考えなければならない。

廃棄物問題は、木材は今まで非常にクリーンな産業、自然に優しい素材だと言われていたが、建設リサイクル法ができたことによって、木材は管理上は一番やっかいなものになった。それをどう解決していくかも、これから我々林業、木材産業

が生き残る一つの大きな方法論だと思う。

我が国では産業廃棄物が約4億トン、一般廃棄物が5000万トンといわれている。それを中間処理で、破碎したり焼いたりすると1億トンになる。1億トンの内1千万トンはリサイクルできている。家電、ペットボトル、建設廃材。だけど最終処理は5千万トン残る。5千万トンの内、実際にはバーゼル条約でリサイクルできるものは輸出してよいとされているが、実体はやり玉に挙げられる例だが、リサイクルできないものまで輸出されている可能性が高い。

公表値では40万トンが適正に処理されているといわれているが、実際には4千万トンが何らかの形で不法投棄されている。その4割が木くずも含まれるともいわれている。建設リサイクル法で、木材とアスファルトとコンクリートがリサイクル対象の重要品目になっている。

リサイクル法ができて以来、コンクリートとアスファルトは6、7割のリサイクル率になっている。木材はまだ30数%の段階にあるということで、いままで環境によいといわれていた木材も、法制度が変わったことによって、木材の行き場が変わってくるということだろうと思う。そういった中での木材、静脈産業という見方をもっともって推進していかないと、循環型社会すなわち、『緑の循環』にならないということ。

住宅の新築現場では、全廃材の4分の1が木材。解体現場では全廃材の9%だけれど、圧倒的に量が多い。新築現場から出る1棟あたり平均0.8トンの廃材をどう処理するかが非常に重要な課題だ。そういう点では、建設リサイクルだけでなく、家電リサイクルとか自動車のリサイクルも現在必死になっている。

昨年1月に経団連の奥田会長が「環境立国宣言」を出した中には、環境技術を国際的に生かそうといったことが含まれている。

さきほどCSRの国際標準といったけれど、我

が国は、法的な面あるいは経済的な面で国際標準に立ち後れたといわれている。特にISOに対しては完全にJIS規格が遅れをとった。国際標準への対応が非常に甘かった。そういった反省が環境立国ということに現れている。

現在、我が国の産業界で、世界的に一番技術力として国際標準に対応できるのは環境技術だ。これは世界的にみてもかなりダントツのようだ。

この環境技術については、グローバルスタンダードを握ろうという考え方が経済界の中にある。そういうものを通じて、これから国際標準の体制を固めていこうとしている。そのよい例が、自動車であればハイブリッドであうし、電気製品ではノンフロンの問題だとかいろいろなテーマがある。

そういう中で経団連では自主行動計画をすでに'97に策定した。この自主行動計画は、廃棄物とCO<sub>2</sub>を取り上げ削減目標値を定めている。地球サミット以降、91年に経団連は「地球環境憲章」を策定した。それを基に経団連の自主行動計画ができた。現在、50企業が参加している。

廃棄物については、目標値が90年度比4分の1にするとしているが、これも大きく前進している。2003年度で90年対比8割減を達成している。ということは、企業はリサイクルにものすごく力を入れてきた。

今まで環境対策には金がかかると言われてきたが、どうもそうではない。省資源・リサイクル・省エネをすることは、企業の生産コストを下げる結果につながっている。今までいわれてきたように環境コストがかかるのではなく、環境投資によって収益が上がるという構図が生まれて来つつあるということが言える。

温暖化対策も、産業界は90年比マイナスになっている。運輸部門、業務・民生部門、家庭部門は軒並み20%以上の伸びになっており、トータルの温暖化ガス問題は、国民の意識が非常に重要だと

いうことが言えると思う。

日本林業経営者協会が林野庁等に提案した温暖化ガス対策について、環境税もいいがそれを森林・林業にアクセルを踏めるようにするために、どう使うかという問題意識がない。どう使うかどうか仕組むかということ、林業界我々は言わなければいけない。その一つとして、CO<sub>2</sub>吸収源の管理システムを作って、吸収源増進のための奨励制度をやってはどうかということ提案している。

## 経団連の「環境立国論」

経団連の宣伝のようになるが、林業の外では、想像以上に環境問題に取り組んでいることを紹介したい。これから話をする「日本経団連自然保護基金」は10年前に出来たけれど、企業から浄財を集めて、アジア太平洋地域のNGOプロジェクトに支援をしている。年間1億5千万円ぐらいを国際NGO、日本のNGOの60数件のプロジェクトに出している。最近は国内プロジェクトにも出すようになり、20件ぐらいある。

経団連は、昨年「自然保護宣言」を出した。産業界は口先だけの環境保全ではない、実際に積極的に取り組んでいるわけで、その一方で「林業界は大丈夫かね」ということも言いたいわけだ。

また、企業が一番力を入れているのは環境報告書。これは最近「社会環境報告書」という事例が多くなってきた。それはCSRがあるからだけれども。環境報告書はある意味ではPR書でもあるので、その作成に非常に力を入れている。

各企業の報告書の内容を見ると、倫理憲章とか経営理念とか環境理念とかが入っている。それから我が社のエコプロダクトは何か、グリーン調達はどうしているか、物流はどうか、省エネはどうしているかなどいろいろある。

最近大きく変わったことは、環境報告書が第三

者評価になりだしたことだ。まだ数%の段階だけれども、企業によっては外部の監査機関あるいは数名のNGO、例えば日本自然保護協会とか日本野鳥の会といったところが、企業の環境報告書をチェックする。最後に監査評価を書いている。そういう事例が多くなってきた。

もう一つは、お客様からのアンケートをとって通信簿的に載せる動きも出てきた。要するに世の中第三者評価の時代であり、環境レポートにもそういう動きが出てきた。経団連は、この1月に環境政策について、奥田会長コメントを出したが、この環境報告書を推進するほか、自然保護のNGOにも活動に参加するよというよなことを挙げている。

ある会社の環境報告書の事例では、我が社に事業エリアの中はどうなっているか、その事業エリアの上流と下流ではどうなっているか。その会社の環境に関する活動、研究開発にどれだけ投資しているかということも具体的数値で実際に出している。

そういう中で是非紹介しておきたいことは、「我が社はグリーン購入を勧めています」という動き。グリーン購入は会社によって様々。私どもの会社の例でいくと、持続可能な森林から生産されているかとか、ISOの9000と14000を取っているかなどいろいろある。

現在私どもは62%のグリーン調達。電機メーカーもかなりそういうふうになってきた。ある電機メーカーは、取引先が一定のレベルにのったグリーン基準に到達しているかどうか、また環境配慮はどうか、取引先を格付けをするまでになってきた。

現に、それによってグリーン認定したところとしか取引をしない。品質管理とか物流をしっかりやっているかということが、調達先の一つの基準だったが、今やそれは当たり前。第三の品質として環境配慮、グリーン認定について取引先を選別

する時代になってきた。現実にもそのようになって  
いる。

林業、木材業界の方に環境配慮の動きが本当に  
信じてもらえるかどうかということがあるので、  
そういう世の中の動きから説明している。そのよ  
うな中で、実際の環境貢献活動はいろいろある。

各企業は環境がすべてで企業が動いているわけ  
ではないが、いろいろな環境貢献活動に参加する  
ようになった。そのようなことは、今まで信じら  
れなかった。

森の整備を取り上げれば、トヨタの森もその一  
つ。愛知県のトヨタの工場の近辺に所有する100  
畝近くの里山林を公開し、地元の人たちにエコゼ  
ミナールをしている。

岐阜県の白川郷の2、300畝の所有地では「ト  
ヨタ・白川村が自然学校」を現在建設している。  
これは一般市民や社員に自然学校に通ってもら  
い、終了したら各地でボランティア活動を行う仕  
組みになっている。リコーも三菱商事も自然塾を  
行っている。

日本経団連自然保護基金が支援しているNGO  
は、小学校へ出前授業を実施している。学校は週  
2時間総合的学習の時間が出来た。先生方は何を  
やっていいかわからなくて困っている。やりやす  
いのは自然環境教育だが、先生方が知らないので  
NGOが小学校へ出前授業をするケースが増えて  
いる。こういったことにも経済界が支援してい  
る。

私どもは、住友グループ発祥の地である別子銅  
山にビジターセンターを作って、2千畝ほど一般  
の方々に公開して、林業と自然保護の共生を実感  
してもらおう場を設けている。

富士山では、7、8年前に台風で相当立木が倒  
れたけれど、そこで自然林復元活動を行っている。  
当初は社員で行わなければいけないと思ってい  
たが、ほとんどが地元の方とか東京からのボラ  
ンティア活動の方の参加で30数畝の植林を終了し

た。

いまや、経団連の幹部が「これからは環境に配  
慮しない企業は存続できない」と言っている。言  
葉で言うのは簡単だが、産業界が実行を始めてい  
る中で、森林・林業界はどう取り組んでいったら  
いいのかというのが今日の問題提起だ。

## 生物多様性に向けた行動

もう一つだめ押しで言うと、環境がビジネスに  
なっているということを紹介する。皆さん承知し  
ているように、既にCSRのファンドが出来てい  
る。エコロジーのファンドも出来ている。

日本ではようやく盛んになってきたところだ  
が、米国では2年ほど前から始めて、今では300  
兆円ぐらいになっているそうだ。日本は遅れてい  
る感じがするが、日本では、住友信託の「SRI  
ジャパン」が発売されたのが昨年の後半だった。

日本の企業はまだだが、実際に海外の企業の生  
物多様性に対するビジネスとの結びつきには凄  
いものがある。

日本経団連の自然保護協議会は、経済界で唯一  
のIUCN（国際自然保護連合）のメンバーに  
なっている。そういう中でIUCNと情報交換を  
行っていて、彼らが昨年「ビジネス アンド バ  
イオダイバーシティー」という冊子を発行した。  
私どもはそれをNGOと一緒に邦訳した。  
その中で、企業は生物多様性に対してこういう理  
念をもってやろうではないか、それがCSRにつ  
ながるのだ、ということを行っている。3P（プ  
ラネット、プロフィット、ピープル）だといってい  
る企業グループもある。

生物多様性といってもわかりにくいという話か  
あるので、林業界の方には生物多様性は、

- ① 生態系を守りましょう。
- ② 種を守りましょう。
- ③ 遺伝子を守りましょう。

この3つが基本だが、日本の場合は、環境省が定めた生物多様性戦略の中で、景観と文化の多様性も守ろうと独特の言い方をしているので、私はこれを加えて3つプラス1で、生物多様性を考えていこうと言っている。

そのときに重要なことは、自然環境の持続性を守ることは当然で、一番重要なことは自然の富の公平な分配。これは日本人にはピンとこないけれど、海外ではこれが一番問題だ。簡単に言えば先進国が途上国の生物資源から得る薬品、いわゆる遺伝資源を採ることによって工業化し、それで儲けるのは、先進国で途上国には利益がないという非常に大きな問題が指摘された。国際条約もできつつあるようだが、富の公平な分配ができるような生物多様性の仕組みにしようという動きが出ている。

生物多様性とビジネスの一つの事例では、ブリティッシュペトロミウムは、そういう事業を始めるときの資源、土地の探査などに協力している。スターバックスのコーヒーは他よりブランドも値段も高いが、その理由はこういうことをやっているからだ。

特に南米の熱帯林の保全のためのコーヒー生産システムを独自に作っている。コーヒー園を作るために伐開せずに、熱帯林を保全しながらコーヒー園を運営していく。

あるいは森林認証制度も、ビジネスとしての一つのフレームワークとしてあがっている。スーパーが実施している農家と直結したシステム。米国の衣料販売のオットーは、有機栽培を一緒になってやっているとか、いろいろな面でそういう動きがある。

このように生物多様性のビジネスが世の中に浸透し始めた。CI（コンサベーションインターナショナル）という世界的に大きなNGOは、彼ら自らが提案して、希少種など、どうしても残しておかなくてはならないところに「ホットスポッ

ト」を設けている。

## なぜ『緑の循環』なのか

森林認証をどう考えるかということで、制度発足に至るまでの国際的な動きを見ると、世界的な問題意識の出発点はITTOの設立だったと思う。本来元々は熱帯林問題で始まった森林認証だから、もっともっとITTOが頑張らないといけないのではないかという気はしている。

そういった中で92年にリオサミットが開催され、気候変動枠組み条約ができ、生物多様性条約ができた段階から森林に対するいろいろな世界の動きが変わってきた。それが各国の民意におしなべて出てくる。持続可能な森林経営という基本理念が国際的に整い、SFCをはじめとしてモントリオールプロセスができると同時に、各国に森林認証制度ができてきた。

今、重要なことは何かというと、WBCSDも盛んに議論しているが、各国にできた森林認証制度を国際的に運用できる仕組みをどうするか、相互承認の考え方をどうするかといった段階へと入っている。

WBCSDは、持続可能な経営戦略ということで提唱され、わが国では20社ほど加盟している。森林関係では王子製紙と日本製紙が入っている。ここでもこの問題が議論されている。

森林・林業の再生のキーポイントは何かというと、資源循環であり生物多様性の問題であろう。まさにそれは我々が掲げたキーワードの『緑の循環』という形で、国内の森林・林業問題を解決できないかということだ。

普通だところから森林認証の中身に入るところだが、私はあえて入らない。なぜかというと、現場で林業やっている方は、森林を育ててはいけないけれど、今育ってきている木が売れないということが一番問題になっている。どう売ったら

いいのか、どうしたら売れるのかということが一番の関心で、それに森林認証がどう関わるのかという気持ちで聞いてもらう。

学者や研究者がいう森林認証の世界はそれでいいかも知れないが、それでは林業者にとっては、あまりにも中途半端。全体の半分も言った話になって行かない。ここまで揃えて言わないと、なかなか林業者の声が出てこない。林業者の声がどこまで届いているかという問題は、このへんから見ないといけないだろう。

国産材の流通問題の議論はされるけれども、それには一般論が多い。一般論をそのまま埋め込んで一律的に物事を組み立てたら、絶対にうまくいかない。国産材は高コスト、高価格、価格が不安定だ、品質が均一でないというのはその通りだけれど、それを一律に受け止めたのでは、国産材問題は解決できないと思う。

なぜかという、設計者、工務店、住宅メーカーはそれぞれいろいろなことを言うけれど、基本的にはユーザーに国産材の情報がほとんど届いていない。中には山の近くの工務店でさえ、国産材はどこへ行ったら買えるんですかと聞かれる。先日のSGECの説明会で地元の工務店が「どこで買ったらいいかわからない」という。それにもう一つは「国産材は使いづらい」ということもある。そして重要なことは更にはユーザーが第三の「品質」という形で、環境問題にも眼を据え出した。だから機能もあり、品質もあり、もう一つの品質という形で環境にも配慮した国産材提供の形を取らないといけないことである。

国産材問題でいろいろな指摘がなされる。その指摘は当たっているけれども、場所と相手によって違うことを意外に説明されていない。

住宅メーカーが考えるニーズと地域の工務店、設計事務所が考えるニーズ、消費者が考えるニーズは全部違う。これをひっくり返して「国産材しっかりしろ」と言われても、おかしな話なので、そ

れぞれ住宅メーカーへの対応の仕方、工務店への対応の仕方は、方法を変えた戦略をしておかなければいけない。

そういう地域資源の活用の仕方が必要ではないだろうか。

日本林業経営者協会の会員である、土佐林業クラブは、山側の土佐林業クラブと素材生産と木材流通の三者が売上の0.2%ずつ出し合って、「木と人の出会い館」を作った。高知市内でログハウスを借りて、そこに建築設計士のOBが常駐されて建築の相談に応じたり国産材の情報提供などを行っている。こういうのはわかりやすいシステムだし、使いやすい国産材として山の情報を伝える手段として相応しいんじゃないか。

国産材の使いやすさについて、私どもの事例を説明する。私ども（住友林業）の国産材比率は4割を超えた。普通の住宅メーカーだと1割もいかないかと思う。どうしたかということ、一つはスギについては「木連れパネル」を作った。スギの端材をうまく使えないかというので作った。昔のラス下地材としてモルタルの下にスギの板を張ったが、これはものすごく手間がかかる。木連れパネルを開発したことによって、スギパネルの価格は高いが住宅のトータルコストは安くなった。大工の仕事が楽になる、工期が短くなる、筋交いがいらなくなり壁倍率が高くなった。

国産材を提供する時には、スギが高い、悪いではなくて、結果としてトータルコストが下がる工夫を伝えれば、使いやすさにつながる。ヒノキの集成材も同じことで、素材の質は悪くない良品だが、B材や根曲がり材を集成材にして有効利用している。

昨年、北海道産カラマツの間伐材で、限定50棟の注文住宅を販売したところすぐに完売した。北海道内の皆さんの悲願であっただけに喜んでくれた。当社の道内の住宅と山林の担当者が頑張って、初めてカラマツが世の中で一人前に認められ

るきっかけになった。

宮崎県では、耳川地区で曲がりのスギ、ヒノキ材をツープライ加工している。これは間柱に非常によい。

また、子どもは七つのグリーン調達の基準をもっており、これに応じて調達している。消費者にとって品質は当たり前、流通も当たり前、環境に配慮した製品をきちっと説明する責任が、我々にも必要なときになっている。企業はあれだけやっているのに、このままだと林業も木材業界は置いてけぼりを食うのではないか、だからこそ緑の循環グリーン調達をもっときちっと言おうではないかということだ。

なぜ、緑の循環認証制度をやるべきかと言うのは、これまで言ってきたことを林業界としてきちっと整備しておかないと、消費者から見捨てられるということだ。

自分たちがしっかりやっていたらいいだろうという方も多いが、環境報告書もそうだしすべて第三者が認証しないと一人前にもが言えない時代にきている。ISOが一番いい例で、日本はJISがあるJASがあると頑張ってきたが、それでは国際的な対応ができなくなった一つの例だ。だから第三者認証は不可欠な時代になっている。林野庁が前に調査したとき、森林所有者は7.8%ぐらいの方が認証制度に是非参加したい、条件付きで参加したいというのが6割ぐらいだった。これだけの人が意識して参加しようとしているということは、森林・林業のコンプライアンスというものには意識の芽生えがあると思う。

## 緑の循環認証はなぜ必要か

冒頭に述べたように国際的な動きの中で、そのまま日本に直輸入の形で森林認証という言葉が動き始めた。果たしてそれでいいのかどうか、日本には森林施業計画制度もある、しかも海外では主

に原生林の保全ということが始まったものである。日本の場合はそのよりも手入れ遅れの1千万畝の人工林をどうするかという問題がある。いろいろな条件が違う中で、そのまま鵜呑みのものでいいのかどうか。

国際的な理念は同じでも、我々の腹に受け止めてよく消化したうえで、きちっとしたものを林業界の現場に出すべきではないかという気持ちがあった。それは私だけでなく、そういう隠れた意見の方が多くおられた。

国際的な認証の時代とは言え、海外基準を採り入れるだけでいいのか、日本の小規模零細、人工林が多いといった森林形態、あるいは日本の林業維持に配慮できるのか、あるいはそれを導入したことによってどう影響が出るのか、しかも肝心のクライアントである林業者の意見が全然出ていないままでいいのかどうか、もっと消化しておくべきいろいろな問題点がある。

あるいは国際性を持つということと、わが国の生物多様性、自然、文化、社会、伝統といったものとの守るべきところの理解ができていいのか。あるいは施業計画制度とどのように整合しながら進めるのか、といった議論を経た上での仕組みが必要だという気がした。

なぜ、日本で森林認証制度を独自に作らなければいけないのかとよく言われる。それよりも日本独自の認証制度がなかったときにどうなるのかということ考えた方がいいと思う。

なかったときにということのイコールは、例えば違法伐採の問題が言われているが、途上国にはインドネシアにもマレーシアにも認証制度がある。日本が認証制度を持たないままで、日本に基準も持たないままで、途上国に対して違法伐採問題を堂々と言えるのかどうか。また、何もなかったときには、すでにFSCのほかにもPEFCがこの12月に上陸し、どんどんこれから環境ラベルの認証材が増えてくる。



そうしたときに消費者は、日本の国産材は、やはり環境配慮型の制度もないまま進んできたのかといった評価も出てくる。消費者からの信頼が低下するのではないか。そのような意味からも、国際的な理念と通用する考え方をモチながら、日本にはきちっとした認証制度を整える必要がある。

輸入材が入ったときに的確に判断する基準も持たないままに、素手で戦っていいのかという問題もある。施業計画制度があるにもかかわらず、施業計画制度とどう連携するかという一つの考え方も持ってないといけない。

重要なことは、もし日本に認証制度がなければ、クライアントである林業者は選択の余地がない。今回できたことによってクライアントは選択権ができた。いろんな意味でよくなってきた。コストも現実には下がってきた。よい競争時代を迎えると思う。そういう意味でこれからいい競争をしていってほしい。

以上のような問題意識で、林業関係者だけでなく、環境NGOや市民団体、経済界や学識者との議論を深めて、昨年六月にSGEC「緑の循環」認証制度が創設された。

## 緑の循環認証会議の運営機構

『緑の循環』認証会議の中には理事会、専門部会、事務局がある。ここだけの意見で運営するのではなく、評議会を儲けてここからいろいろ注文してもらう。評議会のメンバーは、18名で主に学識者や環境NGO、市民団体、経済界、どちらかという林業ではない方々から評価をしてもらう。それによってチェック機能を果たしてもらうことにしている。その下に会議とは別に第三者機関として審査機関を設けた。現在日本林業技術協会と全国林業改良普及協会の2団体が審査機関になっていて、認証を希望する森林の審査をしている。

審査申請に当たっては、コンサルタント的に加わる人も出てくる。ある県での話だが、森林組合は本来森林組合法に書かれているように、林家の指導的役割だが、実質的には補助金の窓口になっている。これからは認証森林のためのコンサルタント的な役割を担うことが、森林組合の本来の業務になることに期待している。そういう時代になってくると、緑の循環認証制度の本当の意味が生まれる。

会員は賛助会員、支援会員、構成会員となっている。賛助会員は財政的に支援する。支援会員は年会費5千円出して賛同してもらう。構成会員は審査機関とかコンサルタントとか、実際に認証を受けた林業者あるいは事業者からなる。

緑の循環は、発起人74団体、オブザーバー2団体、この中には森林・林業界が35、環境NGOが20、建築関係が7、経済界3、学会8という幅広い各界の賛同を得てできた。

制度の枠組みだが、大綱のもとに、認証基準が7基準35指標が定められている。制度の運営は大きく二つのシステムからなる。一つは普通言われる森林認証システム。もう一つは、認証林産物流通システム。認証林から出てきた木材が適切に分別されて、ユーザーに適正に届くようにする。その流過程の製材工場や流通業、工務店は「認定事業者」として参加してもらう。

各地域では、県産材認証制度ができつつある。47都道府県で実施していないのは数県だけではないか。ほとんどが何らかの形で実施している。それらとSGECのラベルをどのように関連づけるか、これは政策体系として考えておかななくてはならないと思う。地方へ行くと特に県の方はそのことに心配している。地域の認証材にはいろいろあって、県によっては単なる産地証明のところもあるし、ある県ではJAS規格に沿ったような形で規格を証明している。ある県では品質であったり、ある県では乾燥も入れている、ある県ではグ

レーディングマシンにかけた数値をあげているところもある。

様々な地域認証材があるが、『緑の循環』は環境ラベルだから、環境ラベルと木材の品質を扱うものとをうまくつなぎ合わせることが出来るだろう。結果として消費者には環境という第三の品質ということで、効果も高まる。

こういう考え方ができるだけ地域においては、SGECと県の認証との連携をこれから模索していきたい。県によってはすでに県産認証材に、将来は施業計画制度のほかに、森林認証の認証材を加えていこうという動きをしている。認証材を加えていこうという動きをしている県も出てきた。

『緑の循環』認証制度が、森林・林業の体質改善のサポート役という意味で、森林組合の新たな役割を是非認識してもらえればさらにうまく回転していくのではないかと思う。

国際的な認証制度はその基準に達しておれば認証するという方式になっている。しかし『緑の循環』認証制度が考えたのはちょっと違う。もちろん7基準に達しなければいけないが、現実には、山には本当によく見ると達していない部分もある。そういったところは『緑の環境』の理念である日本の管理レベルをあげようという趣旨に基づいて、基準に達していない部分は、満たす工夫、要するに審査の基準レベルは下げないが、整備改善計画をしたり、基準目標を達成する約束ができれば認証する。

裏返せばISOでやるPDCAといったような動きをさせることが、森林・林業の改善に重要なことだし、緑の循環の役割だろうと思っている。これは日本独自の考え方だと思っている。

強いて言えば、日本の森林・林業の「体質改善をサポートすること」にあり、今日よりも明日の森林のための『緑の循環』認証制度である」とも言えるだろう。

これまでのことを改めて特徴づけて言えば、ま

ず第一に緑の循環は国際性を備えながらも、国内森林をレベルアップする工夫によって、国産材の中身がよくなる。二番目は生物多様性も十分配慮した地域社会・経済の問題。三つ目に重要なことは複雑な森林への対応の処し方である。スギといっても秋田のスギと九州のスギとでは育て方も木の質も全然違う。天然林でも地域によって全然違う。

地域特性を重視した考え方ということで、基準の中に「認証単位」というものを設けている。またSGECを立ち上げる過程で環境NGOからこんな意見も出た。「林業サイドのことばかり考えているのではないか、我々NGOは国内の森林問題だということで参加している。木材生産するだけの『緑の循環』ではないはず。非木材生産型の『緑の循環』も考慮されたい」と。

これは当然のことだ。山には非木材生産、木材生産を目的としない森林づくり、市民参加のボランティアもある。里山保全もある。里山保全は木材生産が目的ではない。里山保全はいい例だが、こういったものにも認証できる仕組みにしている。国際認証だったらこのような仕組みは出てこない。日本にしかない里山保全は、日本独自の『緑の循環』だと思う。

審査においても施業計画制度の書類や図面あるいは計画書、資源表があれば、それはそのまま準用することにして、手続きをできるだけ簡素化して低コスト化することになっている。従って、SGECの審査が甘く、認証取得が容易なのではなく、無駄な書類づくりの手間を省き、簡素化しているということである。

## 国産材の価値を高める

認証のメリットは何かとよく聞かれる。私は、「認証を取ったからといって、明日から木材の値段は上がりません」と言っている。当初、国際的

には認証によってプレミアが付くと盛んに言った。でも国際的にはどこもプレミアは付かなかったし、木材の値段も上がらなかった。

緑の循環認証によっても、木材価格が上がるわけではない。しかし、消費者との新たな信頼関係が生まれる。やり方によっては、環境ラベルを通じた、新しい木材流通のルートができるかも知れない。

ひょっとしたら木材流通のパイプが、生まれ変わって新しくできるかも知れない。そこはどう仕組むかの問題だから、その支援をSGECがお手伝いはできると言っている。

そういうことよりも一番重要なことは、世の中は第三者が評価する時代になっている。そうしたときに、今までの林業界は日本の山が荒れている。間伐材の使い道がないといってきた。しかし、日本の山と国産材の値段が下がってしまったのではないか。それは我々にも責任がある。

これからは、我々自身で、第三者に森林の価値、国産材の評判を高める運動をしないとけないだろう。だから『緑の循環』認証制度は、森林認証を取るためではなくて、自分たちの森林の評価、国産材の評判を第三者・消費者に高めてもらう運動だといっている。それを高めることが基本的に一番重要な我々の仕事であり、メリットになるのではないか。

常々言っていることは、がむしゃらな森林認証ではなく、『緑の循環』で日本の林業をなんとか立て直そうということ。昔の林業はマルチな産業だった。燃料があり、飼料があり、食べ物があり、そして木材があったが、戦後は木材に特化した。

昔とは違うけれども、環境を含めた新しいマルチカルチャーの林業にならないだろうか。それは新しい森林・林業基本法に収められてあるのではないかというけれど、現実にはそれが起きていない。それをもっと現実的な現場の事業に、マルチ

カルチャーの事業が生まれたらいいと思う。それをサポートする『緑の循環』でありたい。

最後に、先ほど評価・評判と言ったけれど、いまの林業改革へのすべてではないかと思う。それは第三者評価にもつながる。いままで林業白書などによって、森林の手入れの大切さ、自然環境の保全などは国民の理解が十分得られたと思う。それは林政のPR効果だったかもしれない。

しかし、それによって、逆に「日本の山は荒れているそうですね。間伐材ばかりだそうですね。山のコストは高いそうですね。要するに我々自身で、国民的評価を下げてきたのではないか。補助金をいただくために政策上言うのはいいけれど、世の中は市民と経済で動いているわけだから、そのへんの配慮がとれていなかったのではないかと思う。

森林認証を通じてと言ってもいいし、『緑の循環』を通じたと言ってもいいが、この論法から脱皮する時代ではないか。評価をいかに高めるかという戦略を、皆で考えようではないかと言いたい。

そういった中で『緑の循環』を一つのキーにして再生を図る。評価を高める戦略づくりを我々はずっともってしていかなければいけないし、日本林政ジャーナリストの会の皆さんには、是非こういった視点で世の中に訴えてほしい。

民間資本が集まるためには、評価が高まらなければならない。山の値段が下がっているのは、国産材の値段が下がっているのは、そういうところに原因があると言いたい。

『緑の循環』認証会議(SGEC)は、日本の森林のレベル向上が基本だが、国際性も備えながら、日本の森林・林業の体質改善を図ることであり、日本の森林と国産材の評判を高めるために活動、貢献する立場にあると考えている。

(文責・吉藤)

# 日本林業の再興に向けて

古河林業社長・日本林業経営者協会会長 古河久純

4月19日開催の研究会で、古河林業社長、日本林業経営者協会会長の古河久純氏から、「日本林業の再興に向けて」講演していただいた。古河氏は、日本林業の厳しい現状を延べ、「林業者自らが林業再興に向けて奮起しなければいけない」ことを強調した。

## 林経協に5分科会を設置

林政審議会で、日本林業の再興を図る必要があるのではないかという話をした。再興をどうやって図っていくかについて、まだ私のほうでもまともでないし、林経協で検討して行きたいと思っている。

まず、日本林業経営者協会の話をする。昭和16年に軍の森林伐採に対して日本の山を守るという意図で、中央林業懇話会という名称でスタートした。昭和36年当時、林業は財産保持的といわれ、企業的な林業を目指すように指摘された。企業的な林業で安定的に伐採して木材を供給し、植林をして山村の活性化につなげる見地から、林業の企業化の集いという形で改組して新しくスタートした。ところが企業的に林業を経営した人ほど、今の状態からいうと苦しい状況に陥っているのが現状だと思う。

私は3年前に日本林業経営者協会会長になった。私は製材工場やプレカット工場、住宅の会社を経営しているが、最近林業はなにもやっていない状況だったので、「何で私に」と思ったが、林業家の中でも川下と連携しないと、林業だけでは林業の再興は出来ないのではないかという意見が非常に多いので引き受けた。

私の会社には優秀な社員がいたので、林業は社員に任せて、私は川下の仕事をしてきたから、正直なところ林業のことは全然わからない。それで林経協の中で副会長の方々を、林業を非常によく知っている若手の実務派で固めることを条件に会長を受けた。そのときの副会長のメンバーは優秀な方ばかりで、こと林業に関してはどこにも負けないメンバーだと思っている。

私が林経協の会長になったときに、林業基本法が森林・林業基本法に変わった。森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮するような森林を作ること、森林資源の循環利用を担う林業及び木材産業の振興そして山村の振興と、この三つが基本的な目標というか基本理念として挙げられた。これを見て、初めの多面的な機能を持続的に発揮する森林を作るところで、林業だけではなくて森林の整備保全、森林の持つ多面的な機能を発揮するというような森林は、多少林業と反すと思ったが、川下の木材産業を基本法で初めて登場させ川下も強化して林業をきちんとやって山村を活性化させるという基本法かなと思って、歓迎すべき新しい森林・林業基本法だと考え、それに沿った分科会を林経協に設置した。

持続可能な森林の経営と管理分科会は、住友林業の真下さんに担当してもらった。真下さんは、

森林と環境の問題について第一人者ではないかと思っている。

彼は一番はじめに、日本の森林認証が必要だと林野庁に提言した。それが日本林業協会を中心に作られて、昨年「緑の循環認証会議」という名前でスタートした。

その後、「温暖化の吸収源の確保推進管理機構」を作らなければだめだという提言を林野庁に行った。そして今、森林施業計画が三つのゾーンに分かれたけれど、この施業計画についても運用上の問題点を整理し、改訂を林野庁に提言している。

二番目の分科会は国産材の需要拡大で私が担当している。国産材の需要拡大を図るということで直ぐ取り組んだ。その時点で住宅の品質確保促進法（品確法）が出来た。それまで国産材はほとんどムクで使われていた。古河林業の住宅もムクの四寸ですべて造っていたが、品格法が出た時点で狂いに対する瑕疵担保が非常に厳しくなって使えなくなった。それで全部外材の集成材に替えた。その時点では住友林業も外材に切り替えた。これでは国産材が大変だということで、スギの集成材の必要性を提言した。現在、スギに限らずヒノキ、カラマツなど国産材の集成材工場は全国にできている。それを使って、私どもでは100%国産材で家造りを進めている。

去年は、林野庁木材課から国産材の需要拡大を図るために、「顔の見える木材の家造り」の方針が出て、これについて全森連と全木連に声をかけて三団体で提言を行った。

三番目は、効率的な林業経営システムの確立分科会。高知県の福田さんが担当している。福田さんは、山林を買って植林するなど熱心に林業に投資をしている。

この新しい施業政策は難しいと思う。育成複層林施業とか広葉樹との混交林施業とか長伐期の間伐的な施業とかは、私どもの社員はやりたがらない。この施業で本当に森林が出来るのかという疑

問を持っている。これは林経協で、そういう方針できちんとした山が出来て、コストダウンが出来るといって、この分科会を作った。

四番目は、林業税制と金融の分科会ということで、三重県の速水さんが担当している。FSCを最初に取りられている非常に熱心な林業家だ。去年は森林の評価の問題について提言している。相続税に関しては、幼齢立木の評価はだいたい2分に1ぐらい、金額的には3分の1以下に下げることが出来た。さらに林業を継承出来る相続税という問題、意欲的な林業家に、農業と同じような集約化させる税制、その金融等の面についての提言、グリーン優遇税制あるいはグリーン購入法的な税制について、3年間に3回提言している。

五番目の企画分科会は、林経協の内部的な問題その他についての分科会で、和歌山県の中川さんが担当している。以上の五つの分科会を設置した。これはどちらかというと、基本法に沿って林野庁の施策に協力して、林経協を活性化させようというのが目的だ。

## 材価はピーク時の5分の1

これまで8回にわたって林野庁に提言を行って、それなりの活動は行ってきたけれど、3年間の結果はどうかというと、ここから先が先日林政審議会で発言した内容になる。

スギの立木価格は、今次の林業白書にピーク時の5分の1になったと書いてある。この3年間はどうかというと、3年前に1立方センチ7,800円だったものが、私が会長やっている間に4,800円に、実に40%も下落した。これだけでも林業は倒産する状態だろうと思う。

国産材の需要はどうかというと、ピーク時の3分の1に減少した。この3年間に、1,800万立方センチから1,600万立方センチ（12%減）に減っている。

僅か18%しか使われていない。さらに補助金と交付金のカットという問題が出ている。今回も補助金1兆円のカットということを出している。実は秋田県では、去年は林業で30%削減されている。70%補助金を受けていて30%カットされると、経費が20%増えたのと同じことになる。3年間に売上で40%も減った上に20%も30%も経費が増加したら、どんな産業でもお手上げだ。これでは林業は業じゃないのではないか。林業への投資は、マイナス投資ではないのかという時代になった。それが如実に表れているのが林経協の状況だ。林経協は1,100人いた会員が、今450人になり60%減少した。会費の収入も6千万円あったものが半分になった。

林経協の会長を受けるときに、財政が非常に厳しいので、人件費を1,200万円削減した。その時点までは、会費収入の減は年間100万円だった。これなら私が会長になっても、12年間は林経協が財政的に破綻するとかマイナスになることはないと思ったとたんに、毎年500万円とか600万円会費収入が減る。3年目の今年の収支がマイナスになっている。なんでこんな急に会費収入が減ったのか聞いてみると、林業を止めるという人が多い。私どもの山がある森吉地区は、補助金を70%カットされたので、林業をやらないということで、森林組合も仕事をしないということで大変なことになり、秋田県は県単で追加を出した。それでも30%カットなので、私は今年から縮小する。ほかの人々に聞いてみると、他で仕事があれば林業をやりたいくない。だから休んでいる間は、林経協の会費を払わないようにしてほしいという話だ。またやり出したら払うから、それまで猶予願いたいという。しばらくは休業したいという人が半分。まだ、休業できる人はいいい、休業できないで山を売りたいという人と、一生懸命に林業をやってきた人々が、4%とか5%の金利で公庫資金を借りていて、元本の返済と金利の支払い時期

がきて、これが遅れると14.5%になる。これではたまらないということで、伐採して植林しないとか山を売りたいという人が増えている。

長伐期に施業転換すれば、金利は下がるが、標準伐期齢の2倍にして10年マイナスにしなければならぬから、80年で伐採できないということになる。結局、施業転換しないで木を伐れるだけ伐って、植林しないで借入金の返済と金利の支払いに充てる。これでは林経協の会費などとても払えないという話で、私もそういう話を聞かされると、とても会費をいただけない。そういう事態になって、会費収入がどんどん減る。これでは林経協もやっていられないので、これでは業界ではないのではないか。こういったことを林政審議会でも話した。

何でそういうことを言ったかということ、民間の林業の実情を理解されたいということ。それに15年度の白書と16年度に講じようとする施策を答申する林政審議会だったので、16年度に講じようとする施策あるいは森林吸収源10カ年対策の見直し、森林の整備保全の5カ年計画の内容を聞いてみると、今までの3年間と変わらない。これまでと同じようなことを、これから1年間送るので、普通、会社の社長だったらとくにクビだ。

こんなに売上を落として、経費が増えて、しかも林経協の財政も破綻させて、民間企業だったら、こんな会長さっさとクビにしろということになる。林業はそういう状態で、このままでは林政を批判するわけではないが、林野庁の施策をそのまま受けて、この1年同じことをやっていたら良くなるわけがない。

## 国民は森林の荒廃を心配

それでは、日本の林業を再生することは本当に出来ないのかと考えると、経済的な面はともかく環境的な面などを見ると、森林のもっと多面的な

機能とか京都議定書を批准して森林のCO<sub>2</sub>吸収率3.9%を確保しなければならない。そのためには、森林の整備保全をすることのほかに、2,500万立方メートルの国産材を使って、それを円滑に循環させなくてはいけないということがもう一つの条件にある。

自分で国産材の家を売ってみると、品確法の中で国産材のスギ、ヒノキはホワイトウッドより劣化性能は上になっている。国産材の4寸角を使えば劣化性能の評価では一番上の等級3がとれる。ホワイトウッドはとれない。国産材は三世代持つという評価がとれる。スギやヒノキの4寸角を使えば75年から90年持つ性能がとれるということなので、私どもの住宅は思い切って4寸角に代えて、品確法の劣化性能の評価で3を取ることにした。4寸角にすれば国産材を多く使うことにもなる。

4寸角を使って構造的には日本一を目指すことにして、そういった商品売ってみてびっくりすることは、ほとんどの顧客は本当は国産材で家を造りたい。「森林が荒廃していて、森林を整備・保全しなければいけない、日本の森林を守らなくてはいけない、だから国産材を使ってください」というと、どなたも「それは是非使いたい、森林の整備・保全には協力したい」という。

ほとんどの国民が日本の森林を心配している。この二点を何とか考えれば、日本の林業を再興することが出来るのではないかと思った。

## 森林の価値を高める

今年の1月の林経協の会議で、5つの分科会を、一時林業再生に向けた拡大分科会とすることを決めた。それぞれの分科会としては意義があると思うが、林業を再生させなければ結局はだめではないか、林業も山村もだめ、強いて言えば国有林だって、日本の林業を再生させないと守ること

は出来ないのではないかと言った。

林経協の理事会で「皆で力を合わせてやってみよう」ということで承認された。

林業再生については、一言で言えば山がもっている経済的、環境的な価値を高める必要がある。どうすれば、その価値を高めることが出来るか考えてほしいと会員の皆さんにお願いした。

もし、そこに投資出来るという可能性があれば、日本林業を再生できるのではないかということで、出てきたものが「林業再生方策についての会員アンケート」。これを基にして富士通総研の梶山さんと国民経済研究所におられた叶さんを入れて、林経協のメンバーと日本林業の再生会議を行い、政策提案を検討している。

## グリーンファンドで山を守る

私は、グリーンファンドか環境ファンドを考えていきたい。これも証券会社の方・税理士・弁護士と林経協で、ファンドの検討会議を開いて検討している。

私の個人的な見解だが、一つはグリーンファンドという形で、相続税のゼロファンドを考えている。これは放置した山林に対して、資金を投資する。今、放置森林は三重県でも1,500%あって、3年以上放置されているのが800%ある。これは誰も植えるわけがないという。

三重県では、去年木を植えた人は二人しかいないという。伐採して植えてないところに投資をして、日本の森林認証に沿った山を作って、20年間は売買できない。20年すれば1回目の間伐を行って、一応山が出来るから20年間動かさなければ、相続税を課さないというファンドを作れば、金持ちの人たちは投資すると思う。

税理士の話を見ると、一番高い相続税率は、75%だったが、現在は、50%になっている。下がっても50%取られるようであれば、山林に投資しよ

うとする人は、いるのではないかと税理士は言っている。

## 国産材住宅への 固定資産税の優遇を

それに国産材の家づくり、私が実際に国産材100%の家づくりをやっているのだから言にくいですが、新築住宅の固定資産税（1.4%）と都市計画税（0.3%）の課税を見直す。

今、家を新築すると固定資産税は3年間半分に軽減される。RC造になると5年間。RC造は長くもつから5年間なんだろうが、CO<sub>2</sub>を出すなら木造住宅の方が5年でRC造が3年でもいいんじゃないかと思う。もし国産材で家をつくって、10年間半分にしてはどうか。

固定資産税は地方自治体の大きな財源なので非常に厳しいと思うが、新しく造った家の場合、前の固定資産税評価より高くなっているはずなので、それが半分になっても税収的にはそんなに減らないと思う。

それを10年間ということは7年間半分になる。すると1,000万円の評価で1.7%という17万円の半分だから、7、8万円かかる。その7年分だと約50万円国産材が有利になる。50万円の差があれば、全部国産材に代えると思う。

実際に住宅をやっていると50万円の差がない。もし柱だけ国産材代えてもその差は1本660円とか700円ぐらいの差、仮りに700円の差があったとしても、坪2本なので40坪で80本、柱を全部スギの集成材に代えても56,000円の差でしかない。

梁を私どもが使っているカラマツに代えると、米マツの集成材とカラマツの集成材の価格差はほとんどない。

土台も青森ヒバを使うが、青森ヒバの集成材は1立方尺18万円する。40坪で1立方尺ぐらいしか使わないが、米ヒバ集成材だと6万円ぐらいだけ

ら、10万円ぐらい違ってくる。それをヒノキの集成材にすればそんなに違わない。実際に外材を国産材に同じ量で代えれば20万円まで違わない。それで顧客は国産材を希望している。

税理士などと相談した結果、固定資産税を見直すことが地方自治体にとっても、一番受け入れやすいんじゃないか。新しく家をつくってもらって、税収が半分は入ってくるわけだからマイナスにはならない。それで森林も守れて、地方自治体にとっても40坪の国産材の家をつくれれば、40人の雇用が生まれる。家をつくるだけでは外材と変わらないが、木を伐って植えて育てるためには、地域の材を使うと坪1人の雇用が生まれる。しかも森林が整備される。雇用も生まれて税収もそんなに変わらないとすれば、これぐらいのことは出来るんじゃないかということで、この二つと補助金と交付金を規定通りきちんと払ってもらいたい。

30%カットはきつい。農業はうるさいからカットできないが、林業の人はあまり言わないから、カットの比率が高い。補助金は林野庁が思っているように出してほしい。公庫の話もそうだが、林野庁長官に聞くとゼロ資金があるから、活性化資金のゼロ資金と併せ貸しすればゼロだなどといわれるが、民間がそれをやろうとしても、県がゼロ資金にしてくれるわけがない。県の公社の金は県の事業だから、ゼロ資金にしてもらえませんが、民間の資金は県でアウトにされてしまう。そういうことを林野庁が思っているとおり、きちっとしてもらいたい。町村に行くと、出さないとなくなってしまう。地方財政が悪いから、1銭でも町村に負担のかかるものは出さない。

そういう実態なので、そういうことのないようにきちっとしてもらって、あとこの二つを入れてもらえたら、日本中の家は国産材を使うようになって、きちっとした林業が出来るのではないかと思う。これは全く個人的な見解としてはそのように思っている。



## 国産材 4 寸柱の家は好調

私どもの「古河林業の家」の話になるが、4 寸にしてから非常に好調に推移している。4 寸の国産材の家では、スギの構造用合板あるいはカラマツの構造用合板を使っている。すると構造計算上は筋交いもひうちも要らないが、私のところはそれを全部入れている。

とにかく構造を日本一にする。ただし使用量30%増ではないが、使用量と価格を足すと木材だけで50%ぐらいは高くなる。木材だけでこれぐらい高くなっても、家全体の価格の中ではたいしたことではない。

私どもが初めてムクの木材を使っていたときは3分の1だった。4,000万円の和風の家しか造っていなかったが、そのうち1,300万円は木材代だった。今は120万円とか10%いかない。その4割高といっても4%もいかない。

そうはいつでも、何10万円も高くなるというのは、うちの資材の社員にとったら全然違う話だ。でも、国産材需要拡大をやっていて、林政審議会の委員やっていて、外材ばかり使うわけにいかないという立場から、社内の反対を押し切って4寸角の国産材にしたところ、家がすごく売れるようになった。

顧客は、国産材は法隆寺みたいに1,000年までとは言わなくても、スギ、ヒノキで今のうちの造りに比べたらひどい造りだって、100年もっている家はいっぱいある。だから、国産材で造りたいという方はものすごく多い。しかも日本の森林が荒廃していて、このままではだめだから何とかしたいという人が非常に多い。そういう点では、少し押しあげれば国産材に代えることは出来るのではないかと思う。

今度三重県へ出店する。なぜ三重県かというところ、ウッドピアの工場を見て、あの工場の運営は大変だが品質だけはいい。品質にはかなりこだ

わっている。それではウッドピアの材でムクのヒノキの家をやってみたいというのが一つ。ウッドピアの木材で家を造って、三重県で私どもの国産材の家が売れば全国展開したい。

私どもの会社はまだ年間210棟しか造っていないので、今年が260棟で3年以内に500棟までもっていきたく思っている。人的な教育もしなければならぬので、今年も2カ所しか出せない。こんなことではいつまでたっても、うちの住宅部で国産材を増やすことは出来ないから、思い切って三重県でやって、もし成功したら我々のノウハウはすべて出して、林業家でもやりたいという希望者が一杯いるので、そういう方々と一緒にでもいいし、あるいはそういう方々にノウハウを提供して国産材の4寸の家を売ってもらいたい。

そうすれば多少でも国産材の需要拡大、2,500万立方メートルの需要につながるのではないかと思っている。これは我々の試みであって、「絶対に失敗できない試みだから死にももの狂いでやれ」と言っている。

何とかこういう形で、全国の方々に国産材を使ってもらおうというのが、会社の今の方針だ。こういう方針を打ち出して、いろいろな動きをしているけれども、まだまだ私どもの状況とすると見通しが立たない。これからは林業の多くの方々にご協力とご支援をいただいて、少しでも日本の山を良くするために、一生懸命努力をしたい。マスコミの方にも、林野庁の方にも、地方自治体にも他の役所の方々にも支援していただかないと、林業の再興は出来ないと思う。でも出来る可能性は必ずあると思う。

国産材の需要拡大などは、我々がやらなければいけないのに、今まで林野庁に沿ってやっていけば何とかなるぐらいに思っていたことが本当はおかしい。我々が奮起してやらない限り、林業の再生は出来ないと考えているので、ご支援のほどをお願いしたい。

(文責・吉藤)

## 行政課題研究会の報告

本年度の行政課題研究会は、これまでに2回開催した。第1回は5月12日「国有林の森づくりの新たな方向性」について、福田隆政業務課長から、第2回は6月9日「森林法改正と森林計画」について、山田壽夫計画課長から、それぞれ説明を聴いた。

ここでは、スペースの都合により6月8日に閣議決定した「森林整備保全事業計画」の概要のみ紹介する。

森林整備保全事業計画は、平成16年度から20年度の5カ年計画。山地災害予防地域、活用できる資源量など数値目標を示して森林機能を全般にレベルアップする。

また、森林を国民生活、国民経済の安定に欠かせない「緑の社会資本」として初めて位置付け、「安心」「共生」「循環」「活力」の四つの目標を設定している。

### ▽安心の視点

土壌を保持する能力に優れた森林や、水を育む能力に優れた森林の整備、山地災害を防ぐ施設等の整備により、国民が安心して暮らせる社会を実現する。土壌保持能力が良好な森林が63%から50%に低下することが予想され、これを66%程度に向上させる。山地災害防止機能が確保された集落数を現状の4万8千か5万2千集落に増加させる。

### ▽共生の視点

森林の多様性の維持増進を図るための整備、防風などの生活環境保全機能の維持や保健・文化・教育利用に適した森林の整備により、森林と人が共生する社会を実現する。多様な樹種や階層からなる森林へ誘導するため、針広混交林や複層林への誘導を目的とした森林造成の割合を現状の31%から35%に増加させる。

森林環境教育や健康づくりの場として利用している森林を、高齢者や車椅子利用者等の利用にも配慮した森林への再整備するなどにより、現状の約700万人から約1,100万人の都市住民に森林とのふれあいの場を提供できるようにする。

### ▽循環の視点

再生産可能な資源である森林を適切に整備し、そこから生産される人と環境に優しい素材である木材の積極的かつ多段的な利用を図ることにより、自然界における物質の適正な循環を損なうことのない循環を基調とした社会の形成に寄与する。

森林施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林施業の実施により、木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を現状から約1億2千万立方メートル増加させる。

### ▽活力の視点

森林資源を活かした地域づくりを推進する観点から、全国158の流域（森林計画区）のうち、森林資源を積極的に利用している流域（流域における森林の成長量に対し、その50%以上を木材として生産している地域）の数を現状の10流域から20流域に増加させる。

また、5年間で約80万人の山村地域の住民を対象に生活環境の整備を行い、定住条件を向上させる。

以上の目標にしたがって、健全な森林の整備や保安林の適切な保全を進めること等により、温室効果ガスの排出量を1990年レベルと比べて6%削減すると京都議定書の削減約束のうち、森林経営による二酸化炭素吸収量として3.9%（1,300万炭素ト）の確保を目指す。

次の行政課題研究会は7月14日午後6時から林野庁林政部会議室で行います。

テーマは「国産材利用拡大キャンペーンの成果」講師・岡島林政部長、河野木材課長。